



『今年の流行語』



気付けば今年最後の月になりましたね。今年は経験したことのない事態となり、あっという間に1年が過ぎていった気がします。そんな今年も流行語大賞が発表され、『鬼滅の刃』や「あつ森」など話題となった言葉が並んでいます。その中に「ソロキャンプ」という言葉もノミネートされています。その名の通り一人でキャンプをする事を指しますが、実際にされた方はいらっしゃいますか？少しハードルが高く感じますが、自分を労わる良い機会になるかもしれませんね。さて、「めがね税理士通信」2020年12月号をお届け致します。税金や経営、相続などのお役立ち情報とともに、事務所の近況もお伝えします。内容についてご質問などがございましたら、お気軽にご連絡ください。

めがね税理士の厳選税務

今月はここを
チェック！！

令和2年分の年末調整変更点について②

今月は年末調整のよくある質問について、変更点も含めてQ&A方式(国税庁資料)でご紹介いたします。

【問1】 従業員Aが扶養している母親の収入の内訳が、パート収入70万円、遺族年金80万円である場合、扶養親族の判定上、この遺族年金はどのように取り扱われるのでしょうか。

【答】 扶養親族に該当するかどうかを判定する場合の合計所得金額には、所得税法やその他の法令の規定によって非課税とされる所得は含まれないことになっており、**遺族年金は所得税法上で非課税所得と規定**されています。

したがって、Aさんの母親の場合は**パート収入の70万円だけを基に判定**することとなり、給与所得控除55万円を控除後の合計所得金額が15万円となりますので、扶養親族に該当することになります。



【問2】 本年中に120万円の給与を支給したアルバイトAから年末調整に当たって、「私は大学生で、今年はアルバイト収入以外に収入が無いので、『勤労学生控除』を受けることができるのではないか。」と問い合わせがありました。勤労学生控除とはどのようなものなのでしょうか。

【答】 勤労学生控除とは、本人が**児童、生徒、学生又は訓練生**であり、**合計所得金額が75万円以下かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得金額が10万円以下**である場合に、**27万円の控除を受けることができる制度**をいいます。

Aさんは、アルバイト収入しかなく、収入金額が120万円(所得金額65万円)ということですから、勤労学生控除を受けることが出来ます。この場合には、Aさんからの勤労学生に該当する旨等を記載した扶養控除等(異動)申告書の提出が必要です。

【問3】 当社は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、従業員を休業させ、その従業員に休業手当を支給していました。この手当については、給与に含めて年末調整する必要があるのでしょうか。

【答】 労働基準法第76条の規定に基づく「休業補償」(労働者が業務上の負傷等により休業した場合に支給されるもの)は所得税法の規定により非課税とされていますが、ご質問の「休業手当」については、そのような非課税規定はないため、その支給の際に所得税の源泉徴収を行う必要がありますし、**年末調整の対象となる給与の総額に含めて計算する必要があります。**

鬼滅 みてますか？

むかい税理士法人の新田です。先日、年末恒例の『2020年新語・流行語大賞』が発表されました！惜しくも大賞は逃してしまいましたが、やはりトップ10には鬼滅の刃が入賞していましたね！弊社でも空前の(?)鬼滅ブームが吹き荒れる中、私、新田、全く波に乗れないまま2020年を終えようとしています(笑)

どうしてあの子はいつも口に竹をくわえているのか…？誰か私に教えてくださいm(_)_m

最後に、皆様、今年も一年本当にありがとうございました。2021年は、私自身、むかいグループの柱(?)になれるよう、日々、**全集中**で取り組んでいきたいと思っています！！どうぞよろしくお願い致します。

<年末年始の営業時間のご案内>

2020年の営業:12月29日(火)18:00まで 2021年の営業:1月5日(火)9:00から



何事においても反省検討の必要なことは、今さういうまでもないが、商売においては、特にこれが大事である。焼芋屋のような簡単な商売でも、一日の商いが終われば、いくら売り上げがあったのか、やっぱりキッチンと計算し、その成果を検討してみる。そして仕入れを吟味し焼き方をくふうし、サービスの欠陥を反省する。何でもないことだが、この何でもないことが何でもなくやれるには、やはりかなりの修練が要るのである。平凡が非凡に通ずるというのも、この何でもないと思われることを、何でもなく平凡に積み重ねてゆくところから、生まれてくるのではなからうか。(引用「道をひらく」松下幸之助 PHP 研究所)



たかこさんの相続相談室



『先代名義のままの財産』

Aさん：亡くなった父の相続財産を調べていたところ、自宅や株式が祖父名義のままになっていました。祖父は20年以上前に亡くなっているのですが、このような場合はどういう手続きが必要でしょうか？父の相続については相続税がかかりますので、祖父名義の財産が相続税の対象財産に含まれるかどうか心配です。

たかこさん：おじい様の相続について、どこまで手続きが進んでいるかによって、今後必要になる手続きや相続税申告の対象財産になるかどうかが変わってきます。

①おじい様の相続財産について、遺産分割協議書が作成されている場合

この場合は、名義変更の手続きががされていなかっただけで、当時の遺産分割協議の内容に従って名義変更等の手続きを進めることになります。

遺産分割協議でお父様が相続することになっている財産があった場合は、今回の相続税申告の対象財産に含める必要があります。

②遺産分割協議が未了の場合

この場合は、まず、おじい様の遺産分割協議をする必要があります。20年以上前にお亡くなりになっている場合、Aさんのお父様のように当時のご相続人にさらにご相続が発生し、相続人の人数が増えていたり、疎遠で連絡先が分からない相続人がいたりして、簡単に遺産分割協議が行えないケースも多くあります。

お父様の相続税の申告期限までに遺産分割協議を行うことが困難な場合、おじい様名義の財産は未分割財産として、お父様の法定相続分に相当する共有持分を、今回の相続税申告の対象財産に含める必要があります。ただし、未分割財産に対しては、配偶者の税額軽減や小規模宅地等の特例が適用できないことに注意が必要です。

先代名義のまま放置された財産は、時間が経つほど手続きが困難になってゆくケースが多いので、そのような財産が見つかった場合はぜひ専門家にご相談ください。



お気軽にご相談ください 受付時間 9:00~21:00(平日・土日祝)
無料相続相談のご予約はこちら **0120-779-155**

税務セカンドオピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！

➤ご相談事例

- ① 相続や事業承継の対策を打ちたい
- ② 経営改善について客観的なアドバイスを受けたい
- ③ 株式や不動産の移動などの資本政策について相談したい
- ④ 税理士が高齢又は担当が税理士ではなく相談しにくい



発行元



つねに むかに

むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士事務所 / むかい行政書士法人
むかいアドバイザー株式会社 / 石川金沢相続サポートセンター

【代表者】税理士・行政書士 向 智大 / 税理士・司法書士・行政書士 向 貴子
【所在地】〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

【TEL】076-254-0301 (受付時間: 平日 9:00~18:00)

【FAX】076-254-0302 【Email】info@mukai-group.com

【HP】

- むかいアドバイザリーグループ → <http://www.mukai-group.com>
- 石川金沢相続サポートセンター → <http://www.auberge-sanglier.com>
- 石川金沢家族信託サポートセンター → <https://kanazawa-kazokushintaku.com>